

## 発電所からのお知らせ

2023年10月24日

- 1, 2号機: 廃止措置中(第2段階)(2016年2月3日～)
  - ・「[浜岡原子力発電所1, 2号機 廃止措置状況\(2023年度第1四半期\)](#)」をご覧ください。
  - ・検査状況については、「[点検情報](#)」をご覧ください。
  - ・2023年3月13日に原子力規制委員会に提出した1号機および2号機の廃止措置計画の変更認可申請書([2023年3月13日お知らせ済み](#))について、記載の適正化のため、一部補正をおこない、2023年10月23日に原子力規制委員会に提出しました。今回の補正内容も含め、原子力規制委員会による審査を受けてまいります。
  
- 3号機: 定期検査中(2010年11月29日～)・安全性向上対策実施中(地震・津波・重大事故対策等)
  - ・検査状況については、「[点検情報](#)」をご覧ください。
  
- 4号機: 定期検査中(2012年1月25日～)・安全性向上対策実施中(地震・津波・重大事故対策等)
  - ・検査状況については、「[点検情報](#)」をご覧ください。
  - ・2023年10月17日から20日にかけて、国際原子力機関(IAEA)の査察が実施されました。これは、原子力が平和利用されていることを確認する目的でおこなわれているものです。
  
- 5号機: 定期検査中(2012年3月22日～)・安全性向上対策実施中(地震・津波・重大事故対策等)
  - ・検査状況については、「[点検情報](#)」をご覧ください。
  
- その他
  - ・2023年10月19日、クリアランス制度(注1)に関する取り組みについて、静岡県および御前崎市に確認いただきました。

注1 原子力発電所の運転・保守や解体にともなって発生する廃棄物の中には、放射能濃度が極めて低く、人の健康への影響が無視できることから、法令上「放射性物質として扱う必要がないもの」とされる物が数多くあります。これらについて、その放射能濃度を測定および評価し、法令に定める基準以下であることを確認した物については、再生利用や一般の廃棄物として処分することができます。この仕組みを「クリアランス制度」といいます。

以上